

公 募 公 告

北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務の委託について、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を募集するため、下記のとおり公告する。

令和5年6月19日

北茨城市長 豊 田



記

1 業務名

北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務

2 業務の目的

本市は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、2020年にゼロカーボンシティ宣言をし、市民・事業者・市が一体となりライフスタイルの見直しや公共施設でのCO2排出削減、再生可能エネルギーの導入等、ゼロカーボンシティ達成に向けて様々な取り組みを推進することとしている。

本業務は、本市における地域の脱炭素化に向けて、地域資源を活用した地域経済循環やエネルギーの地産地消など、自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や政策・施策の構想等を検討し、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

3 業務内容

別紙「北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和6年2月26日まで

5 応募資格要件等

(1) 事業者の構成等

事業者の構成等については、次のとおりとする。

- ① 事業者は、単体事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の事業者により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループは、その構成事業者から代表事業者1者を定めるものとする。
- ③ 応募事業者又は応募グループの構成事業者は他のグループの構成員になることはできない。
- ④ 応募グループで申込む場合には、参加表明書及び提案書提出時に代表事業者名を明記し、必ず代表事業者が応募手続きを行うこと。

(2) 参加資格要件

応募事業者、応募グループの構成員となる者は、以下の①～⑥に示す要件を全て満たしていることとする。

- ① 法人格を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 公租公課に未納がないこと。
- ⑤ 北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- ⑥ 平成30年度から令和4年度までに国または地方公共団体において、再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野で類似の計画策定実績があるとともに、地域に根差した再生可能エネルギーや脱炭素に関する再生可能エネルギー導入事業の支援に関する実績があること。

6 実施要領等の公表期間及び方法

(1) 公表期間

令和5年6月19日（月）から令和5年7月10日（月）まで

(2) 公表方法

北茨城市のホームページに掲載する。

<https://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>

7 実施要領等に関する質問の受付期間及び方法

(1) 受付期間

令和5年6月19日（月）から令和5年6月26日（月）まで
月曜日から金曜日まで（ただし、祝日を除く。）の9時から17時まで

(2) 受付方法

質問は、質問書（様式第1号）に記入のうえ、下記アドレスへメールにて提出すること（電話は不可）。様式は、北茨城市ホームページにてダウンロードすること。

メールアドレス； kankyous@city.kitaibaraki.lg.jp

8 実施要項等に関する質問書への回答方法

令和5年6月30日（金）に全ての質問書に対する回答を北茨城市ホームページで公表する。

なお、質問書に対する回答は、令和5年6月30日（金）から令和5年7月10日（月）までの間、北茨城市のホームページで公表する。（ただし、質問者は公表しない。）

9 参加表明書・企画提案書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和5年7月10日（月）17時まで

(2) 提出場所

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地
北茨城市環境産業部生活環境課環境政策係

(3) 提出方法

実施要領に従い、参加表明書、参加資格に関する申立書及び提案書に必要書類を添付し、期限までに上記（2）に掲げる場所へ持参または郵送にて提出すること。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ① プロポーザルは、提出された企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託プロポーザル審査委員会において、下記の審査基準に基づき審査し、優秀者を選定する。
- ② 参加応募者が5者以上の場合、事務局にて事前審査し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う応募者を5者選定する。

(2) 審査基準

① 企画提案に関する評価

業務実施体制、提案内容実現性、ビジョン策定手法 等

② 客観的評価

業務実績、価格

11 提出・問合せ先

北茨城市環境産業部生活環境課環境政策係 担当：鳥居塚、大友

所 在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

電 話：0293-43-1111 (代表) 内線370

F A X：0293-30-1108 (総務課)

E-mail：kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp